

令和7年7月22日
後見制度と家族の会
代表 石井 靖子

意見書

私は『後見制度と家族の会』の代表・石井靖子と申します。

会の紹介

2021年6月に全国200名の皆様にご賛同いただき、『後見制度と家族の会』を設立いたしました。日本で唯一の全国組織の当事者団体です。立ち上げから、元法務省審議官の故・小池信行氏（資料①）、ヒアリングにご同行いただきます後見の杜・代表宮内康二氏、その他の方々に支えていただいております。

家族会の設立に至る経緯ですが、私自身が2016年に親戚の後見制度のトラブルに巻き込まれ、弁護士後見人や親戚の入所する施設、施設弁護士により、親族の面会妨害を受けた事から始まります。9年経った今もなお、面会妨害は続いています。

後見トラブルに巻き込まれた頃は、世の中にはまだ成年後見制度利用によるトラブルがあるということはあまり知られておらず、経緯を伝えることさえ難しかったことを思い出します。何十人もの弁護士を訪ねては相談し、親戚で集まって話し合い、行政や議員にも相談に行きました。しかし、状況は全く変わりませんでした。それは、後見制度は、ご本人や家族のためではない、弁護士ら職業後見人至上主義を貫く制度だからです。

この制度、おかしいのではないかとそれを世に訴えたいとホームページを作成して発信を始め、その後、全国組織の『後見制度と家族の会』を設立することに至りました。

会の活動：後見トラブルの概要

設立から4年経ちますが、後見トラブルに悩む方からの相談の電話は現在も続いています。ご相談者からの電話相談は、全て私に対応してお話を聞いています。

本日は資料②といたしまして、トラブル事案（パターン）の一つである、職業後見人らが後見人の権限だとして被後見人を連れ去り、強制入所させて家族に面会させない（面会妨害）、居場所も教えないといった相談内容のリストを提出いたします。トラブル事例には、行政が深く関わっているものもありますので、お知りおきください。

昨今、新聞では後見制度のトラブルとして、『後見人は家族がなれない。弁護士などの他人になる』『利用すると一生やめられない』『通帳を持っていかれる』『一生費用が発生する』などが取り上げられていますが、実際のトラブルはもっと深い闇に包まれおり、添付リストのようなトラブルに巻き込まれ、その闇と闘いながら過ごすご本人、ご家族が全国に多くおられます。

『私と話したいなら第三者をたてなさい』、『私は家裁から選任された後見人ですよ』と家族に息巻く弁護士後見人。家族が反対しても被後見人の不動産を売り、家を追い出される家族。また、家族に知らせずに不動産売却する場合があります。

高齢な親の死後に戻った通帳を確認すると、不動産を売却しなくても十分にお金は通帳に残っていたという方もいます。明らかにボーナスを狙った売却です。

物言う家族は叩き潰せと、弁護士後見人に訴訟を起こされたり、損害賠償金を請求されたりと、高齢者、障害のあるご家族・ご親族との穏やかな日々を望む ごく一般的な家庭は、後見制度によって暗闇に突き落とされ、這い上がる事も出来ない日々に、ご本人・ご家族は疲弊していきます。原因は、成年後見制度を利用したために起こった悪夢ばかりです。会員外でも、現在はネット上で同様のトラブルに遭っている訴えが、多く見受けられます。

誰も成年後見制度を使いたくない。これらのトラブル解決なしに民法改正はあり得ません。これらの問題をスルーしての民法改正では、これからも引き続き、誰も成年後見制度を利用しないでしょう。なぜこのような苦しい思いをしなければならないのでしょうか。私は、会員や相談者の皆様の思いを知っていただきたく、ヒアリングに参加いたします。

司法書士や弁護士の後見制度に対する考え

資料③を見つけた時、背筋の凍る思いがしました。なぜなら、専門職と言われる人たちが、後見制度を通じて、私たちの家族をターゲットに、自分のためのお金儲けをしていることが露骨に明らかになったからです。

家族会の要望

私たち家族会の要望は、添付の資料『後見制度トラブル事案』をご覧ください、このようなトラブルが起こらない民法改正です。後見制度利用者、ご家族・親族は日常生活を営むことが困難なほどに苦しんでいます。赤の他人に支配される日々を想像していただきたいと思います。

令和7年5月16日、財務金融委員会にて公明党中川宏昌衆議院議員による『親の連れ去り』に関する質問に対して、明確な回答がありませんでした。厚生労働省吉田大臣官房審議官からは、『地域の相談窓口を設けている』との答弁がありましたので、これまで親の連れ去り、面会妨害に関する相談に関して、どのような対応を

して解決を図ったのか、資料のご提示をいただきたいと思います。

実際にトラブルに巻き込まれた会員・相談者は、事態を理解してくれる機関を求めて、市役所・区役所、成年後見制度相談センター、社会福祉協議会、警察、家庭裁判所、議員など、ありとあらゆる場所に救いを求め訪れますが、全く解決にいたった例がありません。特に市役所・区役所、社会福祉協議会等は、利用促進側の機関です、どんな事態であろうと、行政側は利用者数が増えることが第一目標であり、利用して困っている方を助けようという対応は全くありません。

そもそも解決の能力があるとも思えませんでした。『使い始めたのだから仕方ないですねえ』『成年後見制度はそういうものですから』『成年後見制度を使って何が問題なのですか？』など。これが親を連れ去られ、居場所が分からない事態を訴える家族に対しての対応です。そして、結局は相談に行っても何も誰も解決しません。

また、吉田大臣官房審議官は、裁判所への相談もトラブル解決の一つと回答されていましたが、裁判官に向けて、家族が連れ去りや面会妨害など、助けてほしいと懸命に説明しても「私は後見人を信じていますから」といった発言しかないと、当家族会の聞き取りや相談、問合せでは記録しています。裁判所の対応で『親の連れ去り・面会妨害』事案が解決した事例をぜひご提示いただければと思います。

以上、後見トラブル当事者団体の代表といたしまして、利用者のトラブル実態をご報告申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。